

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、国境を越えて拡大し、同国を中心に多数の感染者や死者が生じており、世界保健機構（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するに至りました。

わが国においても、武漢市に滞在歴のない人での発症例が認められ、人から人への感染が確認されています。

政府においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、総合的かつ強力に対策に取り組まれています。感染拡大に対する国民の不安はいまだに払拭されておらず、国と地方公共団体が一体となって迅速かつ適切な対策を講じていく必要があります。

よって政府におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民の生命と健康を守るため、下記の事項に取り組まれるよう強く求めます。

### 記

1. 関係国や国際機関に適切な情報開示を求めるとともに、国内における感染状況や対策について迅速かつ正確な情報提供を行うこと。また、医療機関における適切な受診方法や医療従事者の対応について周知徹底すること。
2. 検疫・入国管理体制の強化や関係部署における情報共有など、全国の空港や、港湾等での水際対策を徹底すること。
3. PCR検査態勢の抜本的拡充、治療法、ワクチンの開発に官民挙げて取り組むこと。
4. 治療態勢確立のための民間医療機関、自治体、大学等への支援を行うこと。
5. 感染症に対応できる病床の確保をすること。
6. マスクや手指消毒用アルコール等の必要物資の確保に努めること。
7. 感染者が確認された国に在留する邦人を支援し、安全を確保すること。
8. 観光業をはじめ、製造業など経済的に影響を受ける地域の事業者に対し、必要に応じて適切な支援を行うとともに風評被害対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 3月 日

近江八幡市議会議長 北川 誠次

衆議院議長	大島	理森	殿	}	宛
参議院議長	山東	昭子	殿		
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿		
財務大臣	麻生	太郎	殿		
厚生労働大臣	加藤	勝信	殿		